山形県介護支援専門員協議会

会　誌

第1号　創立記念号　2001. 6

目　　次

山形県介護支援専門員協議会の設立に際して

山形県介護支援専門員協議会会長　三須　良彦 …… 1

祝　辞　山形県知事　髙橋　和雄 …… 2

祝　辞　山形県医師会会長　國井　一彦 …… 3

協議会設立に期待して　山形県歯科医師会会長　後藤　　道 …… 4

協議会設立に期待して　山形県薬剤師会副会長　東海林　徹 …… 4

協議会設立に期待して　山形県看護協会会長　横山　洋子 …… 5

協議会設立に期待して　山形県理学療法士会会長　髙橋　　穂 …… 5

協議会設立に期待して　山形県社会福祉士会会長　鈴木　清美 …… 6

協議会設立に期待して　山形県介護福祉士会会長　田宮二喜子 …… 6

協議会設立に期待して　山形県作業療法士会会長　長岡　進一 …… 7

協議会設立に期待して　山形県栄養士会会長　茨木　清子 …… 7

協議会設立に期待して　山形県精神保健福祉士協会会長　佐藤　厚生 …… 8

協議会設立に期待して　山形県接骨師会会長　森　　重次 …… 8

協議会設立に期待して　山形県歯科衛生士会会長　黒沼千津子 …… 9

協議会設立に期待して　山形県老人福祉施設協議会会長　伊藤　慶治 …… 9

協議会設立に期待して　山形県ホームヘルパー協議会会長　木村　智子 …… 10

協議会設立に期待して　山形県鍼灸マッサージ師会会長　木村　俊雄 …… 10

山形県介護支援専門員協議会設立準備委員会報告

準備委員会　峯田　幸悦 …… 11

山形県介護支援専門員協議会設立総会報告 …… 13

山形県介護支援専門員協議会役員名簿 …… 15

平成13年度の事業計画及び予算 …… 16

山形県介護支援専門員協議会規約 …… 18

山形県介護支援専門員協議会運営規則 …… 23

山形県介護支援専門員協議会設立記念講演

日本医師会常任理事　青柳　俊先生 …… 25

理事会報告 …… 28

事務局報告及びお知らせ …… 30

事務局の住所、電話番号、Fax番号

事務局相談窓口の電話番号、Fax番号、Ｅmail（開設準備中）

事務（庶務）報告

事務局からのお知らせ

委員会報告 …… 31

研修委員会からのお知らせ

サポート委員会からのお知らせ

広報委員会からのお知らせ

調査研究委員会からのお知らせ

財務委員会からのお知らせ

山形県庁だより …… 32

各種研修会のお知らせ …… 34

コーヒータイム …… 35

山形県介護支援専門員協議会会誌掲載原稿応募のお知らせ …… 36

編集後記 …… 37

山形県介護支援専門員協議会の設立に際して

山形県介護支援専門員協議会会長
三　須　良　彦

多くのご来賓の方々のご臨席のもと、高橋知事、國井県医師会長よりお祝いのお言葉をいただき、ここに、山形県介護支援専門員協議会を設立することができました。ご出席いただきましたご来賓の方々にお礼申し上げますと共に、今後、よろしくお願いします。

介護保険施行は、丁度一年が経過いたしましたのを期に、県長寿社会課より、介護支援専門員実務研修修了者の活動実態調査が発表になりました。それによれば683名の方が業務に従事しています（44.8％）。勤務形態でありますが、居宅介護支援事業所では、専任130名（25.9％）。兼任371名（73.9％）。介護保険施設では、専任７名（3.9％）。兼任174名（96.1％）となっています。可なりの方が兼任であります。課題分析の実施状況をみてみますと、居宅介護支援事業所では、給付管理票作成人数が平均で33.4人のうち、平均13.3人であります。介護保険施設では、施設サービス計画作成人数が、平均で43.7人のうち、平均で24.9人となっています。課題分析ができない理由は、多くの方が他の業務で忙しいと云う理由をあげています。ケアカンファレンスの実施状況でありますが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、すべてのケースについて実施しているのは全体の4.2％にすぎません。一部のケースに実施しているのは92.8％の方であります。介護保険施設では、109名（60.2％）の方がすべてのケースについて実施しています。一部のケースについて実施しているのは60名（33.1％）であります。全部にできない理由は、他の業務に従事しているため忙しい（86.6％）と云うものでした。課題分析、ケアカンファレンスなど、介護支援専門員に期待されている役割を十分に果していない状況にあるようであります。これは、介護報酬人員基準などの検討など、むずかしい問題をふくみます。私共は、山形県の介護支援専門員のおかれている状況を強く訴えて行かねばならないと思います。

介護保険の要は、利用者の課題を分析し、関係する職種の方が集まってケアカンファレンスを開き、ケアプランを作成することにあります。これを実施するのが介護支援専門員の本来の仕事であります。ぜひとも本来の業務を果たしていただきたいと思います。

県の行ったアンケート調査を見てみますと、介護支援専門員の方々は、研修の充実、情報の提供、連絡協議会などネットワークづくりなどの要望が強いようであります。この度、設立をみましたこの協議会は、正に時宜にかなうものであると考えています。

ご承認いただきました運営規則の中に、５つの委員会、①研修委員会　②サポート委員会　③広報委員会　④調査研究委員会　⑤財務委員会、を設置いたしました。この委員会を通して、介護支援専門員の資質の向上、垣根をこえた各職種間の連携、情報の提供、社会的地位の向上、待遇の改善を目指していきたいと考えています。

協議会設立に、直ちに取り組まねばならないことは、活動の中心となる地域支部の設立と、広報誌の発行であります。皆様方のご協力をお願いします。

「祝辞」

山形県知事
髙　橋　和　雄

このたび、山形県介護支援専門員協議会が発足するにあたり、お祝いを申しあげます。

皆様方には、日頃から介護保険制度の推進に格別の御尽力を賜り、心から感謝申しあげます。

おかげをもちまして、介護保険制度が施行されて、約１年が経過しようとしておりますが、概ね順調に運営されていると認識しております。

さて、わが国は世界に例を見ない速さで人口の高齢化が進んでおります。本県においても、本格的な高齢社会への対応は、県政における重要な課題となっており、山形県老人保健福祉計画、山形県介護保険事業支援計画に基づき、「一人ひとりの尊厳と自立が得られ、活動に満ちた安心の広がる長寿社会」の実現を目指し、高齢者対策を推進しております。

具体的には、市町村と連携を図りながら、生涯を通した健康づくりや、高齢者の生きがいづくりなどを進めるとともに、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険や介護予防・生活支援等の関連施策の総合的な福祉施策の推進に努めているところです。

本日御出席の多くの方々は、介護保険制度の要である介護支援専門員であり、制度と利用者やその家族との橋渡し役として、重要な業務に従事されておりますが、日頃から大変お忙しく、御苦労を重ねていられると聞いております。

こうした中で、このたび、関係団体の多大なる御尽力により、協議会が設立されることは、介護支援専門員の方々のお互いの情報交換や介護支援の知識・技術の普及、自己研鑽のため、誠に有意義なものであり、今後の積極的な活動に期待しているところであります。

この場をお借りしまして、設立の準備をあたられた皆様に厚くお礼を申しあげます。

県といたしましても、来年度は、介護支援専門員の方々を対象とした研修等の充実を図るとともに、新たに、「山形県介護支援専門員会議」を設置し、介護支援専門員を取りまく諸課題の改善や解決方策を検討することにしております。

介護保険制度が今後とも円滑に運営され、県民の方々によりよい制度として定着していくためには、皆様、介護支援専門員の双肩にかかっているといっても過言ではないと思っております。

介護支援専門員協議会の活動に、多くの方々が参加され、この活動の輪が県内くまなく広がることを御期待しております。

最後になりましたが、山形県介護支援専門員協議会の今後のますますの御発展と、皆様方の今後の御健勝と御活躍をお祈り申上げまして、祝辞といたします。

「祝辞」

山形県医師会会長
國　井　一　彦

山形県介護支援専門員協議会設立総会お目出度うございます。

５年位前だったと思いますが、公的介護保険法策定に関する自民党及び連立政党による公聴会が山形で開催され、出席、発言いたしましたのが、昨日のことのようでもあり、また非常に遠い日のことのようにも感じられます。高齢者対策、在宅医療を充足するために走り出した訳ですが、法が施行されて１年が過ぎようとしております。

本当に、走り乍らの準備であり、雲を掴むようなものであり、うまく機能するかどうか危惧された所でした。

幸い、講習会、研修会の回を重ね、昨年４月に施行、発足をみた訳であります。

要介護認定審査に携わる医師の先生方はじめ関係者のご努力により今日に至ったことに対し、深く敬意を表します。

よい医療には、よい看護、よい介護が必要なことは申すまでもありません。その良し、悪しが医療効果を左右すると言っても過言ではありません。看護も介護も医療の一分野であるとの認識をお持ちになって頂きたいと思います。要介護者で、医療を必要としない方は殆どいないと思います。

介護支援専門員の方々は、ケアプラン作成の中核でありますから、主治医と要介護者の間におられ、介護の実際をみつめられる役割で、非常に大事なものであります。

介護事業が医療と離れ、ややもすれば独り歩きすることも考えられます。

医師、ケアマネージャー、事業者、家族及び関係される方々が、有機的に適切に結びつき機能してこそ介護に対する満足感が得られるものであり、この協議会の意義がここにあります。

この設立にご努力頂きました皆様に厚く感謝申し上げます。これから、介護保険が立派に育ちますことをご期待申し上げ、お祝いの言葉と致します。

山形県介護支援専門員協議会設立に期待して

山形県歯科医師会会長　後　藤　　道

山形県介護支援専門員協議会が平成13年3月25日に、多くの介護支援専門員の方々御参集のもと、また多数の職種の皆様のお力添えのもと、盛会のうちに発会されましたことを心からお祝い申し上げます。

介護保険制度が開始され1年余が経過しました。先頃平成12年度末の利用状況が発表され、全国で在宅サービス利用者はおおよそ150万人、施設サービス利用者はおおよそ60万人と推計されています。山形県でも在宅サービス利用者はおおよそ2万人、施設サービス利用者はおおよそ8千人と制度開始前の計画値の70％に達し、利用・普及の点では順調なスタートと言ってもよいかもしれません。しかし一方で様々な問題点も浮かび上がってまいりました。利用サービスが利用限度額に満たない額で推移している点、介護認定作業の痴呆症に対する認定基準の問題、一部地域では開始前に比べて施設利用者が急増している点、サービス内容にばらつきがある点、そして介護支援専門員への過大な負担などです。これらの問題は次期の見直しに向けて、早期に改善策を検討されなくてはなりませんが、同時にこの制度の中心をなす介護支援専門員の資質の向上と相互の連携・協力はますます重要なものとなってきたと思われます。今後この協議会を拠点として職業倫理の確立や知識・技術の向上に努められるとともに、要介護者の視点にたったきめ細やかなケアプランが提供されることを期待しております。

口腔機能の維持や回復が高齢者の全身の健康に寄与することが明らかになりつつありますが、山形県歯科医師会においても歯科治療や口腔ケアを通して要介護者のＡＤＬ向上に貢献すべく、認定審査会への参加や、歯科医師の研修会等あらゆる場面において全力で取り組んでまいりました。今後も本協議会との連携を密にし、より一層の努力をしてまいりたいと思います。山形県介護支援専門員協議会が今後ますます発展し、介護支援専門員の皆様方が大活躍されることを願っております。

山形県薬剤師会副会長　東海林　　徹

薬剤師の観点から述べさせていただきます。介護は福祉と医療とを結ぶ初めての制度であることは言うまでもありません。その意味からも、介護支援専門員は多くの職種が関与する必要があります。しかし、得意とする分野はそれぞれ違っていると思われます。例えば、福祉関係の職種の方々あるいは訪問看護婦さん方は、福祉を通しての介護に携わっている経験が豊富であります。それに対して薬剤師の介護支援専門員は、薬の知識が豊富です。

さて、介護をコーディネートする介護支援専門員にとって、ケアプランを作成することが大きな仕事になります。一口にケアプランと言っても要支援者あるいは要介護者の状態あるいは家族環境を十分把握して立てなければ、本人および家族の不満が残ります。また、病状の把握と同じくらい服用している薬のことを把握することも必要になってきます。例えば、病気が原因でなくとも精神病薬を服用中ですと、めまいや転倒することが考えられます。また、納豆、グレープフルーツジュース、バナナなどの食物は、ある種の薬と相互作用を引き起こすことが知られております。薬剤師はこのような薬に関する知識を豊富に有しておりますが、反面福祉施設の利用についてはほとんど知識がありません。また、薬剤師が他人の家庭環境を理解することについては経験不足です。

以上述べてきたことから協議会設立に期待してすることは、それぞれの職種の介護支援専門員のレベルアップです。それには不得意分野を得意分野にするための体制作りよりも、不得意分野を気軽に相談できる環境の整備が必要ではないかと思います。

山形県看護協会会長　横　山　洋　子

山形県介護支援専門員協議会の設立にあたり、心よりお祝いを申し上げます。

医療保険制度の危機を契機に介護保険法が平成９年12月17日に公布され、その後検討が重ねられて平成12年４月１日より介護保険制度が施行されました。

介護保険制度においては、介護サービスが適切かつ効果的に提供されるようサービスの統合や一体化に向けて、ケアマネジメントの機能を期待し「介護支援専門員」が新たに位置づけされて介護保険法に規定されました。ケアマネジャーは、新制度の運営において中核的な役割を担う人材として期待され、要介護者の多様なニーズに応え、包括的なサービスを提供するチームケアの要として位置づけされております。

「介護支援専門員」の平成10～12年度までの実務研修受講試験では、全国で203,204人、山形県では2,157人の方が合格され、充実した活躍が期待されるところです。

介護支援専門員は利用者の人権を尊重し、高齢者自身の身近な代弁者であると共に保健・医療・福祉の専門家として、利用者のＱＯＬに向けて支援しなければなりません。介護保険制度実施後、一年が経過してみて苦情も多く検討されなければならない問題も山積のようです。利用者の生活状態を如何に支援して行くかによって満足度は違い、専門員の資質にかかっています。

この協議会が発足されましたことは、介護保険システムにおける実践者としての皆様のデスカッションや、情報交換などの交流を深められ、地域を越えた成果が上がる事と期待いたします。

今後、専門員としての幅広い知識と豊かな感性を育まれ、倫理感を獲得されて利用者の方々から信頼される介護サービスが提供され、21世紀型の「活力ある高齢者像」が構築される大切な一翼を担っておられます。

介護保険法の円滑施行に向けてますます協議会が発展し、又この機関紙が広く有意義に活用されます事を確信しております。

山形県理学療法士会会長　高　橋　　穂

山形県介護支援専門員協議会の設立おめでとうございます。

介護保険が運用されてから早１年が経過し、２年目に突入しました。介護保険が施行されたということは、日本の福祉が大きく変化を遂げるという大きな意味を持ちますし、少子・高齢化が着実にすすむ我が国にとって保健の充実、医療の改善を含め国民全員が一丸となって育てていかなければならないと考えます。

大阪大学教授の大熊由紀子氏の著書に『寝たきり老人』のいる国いない国（真の豊かさへの挑戦）があります。同様の経済先進国でありながら北欧とわが国の間に、なぜこれほどの違いがあるのかといつも考えさせられてしまいます。日本にそのまま導入は出来ませんが方向性は多分に示していると感じます。

現在の介護保険を取り巻く状況は種々の面において順風満帆とはいえません。人員不足、経済的処遇、周囲の理解、技術的格差、倫理面といった基本的な教育の問題から、地域における足並みの相違、国民性そのものの問題といったように、数え上げればきりがない程に多くの問題が山積みされています。しかし、ケアマネージャーはこの変革・改革をすすめるにあたって中核をなす存在であると考えています。何故ならば生活支援を受ける人たちにとって最も緊密な関係にある事から、より現実的なニーズに沿った仕事が出来ますし、発想の主体がそこにあるからです。

介護保険は、地域主体の保険ですので、多くの職域がｋｎｏｗ・ｈｏｗを結集してより良い方向性を模索し、実践していくことが大切であると考えています。そのために本協議会が果たす役割は重要です。今後の発展と御活躍に心より御期待申し上げます。

山形県社会福祉士会会長　鈴　木　清　美

山形県介護支援専門員協議会の設立にあたり、会の設立にご尽力頂いた方々に敬意を表し、祝意を申し上げます。

介護保険制度が施行されて１年余、懸念された大きな混乱もなく経過しました。その中には、制度の中心的役割を担っているケアマネージャーの必死の努力があったことは言うまでもありません。関係者の一人として感謝申し上げます。一方で、ケアプランのもつ本来の役割である、要介護者の生活の質の向上や自立につながっていないという強い懸念と反省が出されていることも紛れもない事実です。制度施行に間に合わせるための急造資格のため、資格取得者の資質や専門性の格差、給付管理に追われている日常業務の実態、利用者主体の意味を利用者自身がデマンドとニーズを理解していない等々の中で、一部ケアマネージャーには疲労と焦燥のあまり孤立化し、燃え尽き症候に陥っている事例も聞こえてきます。この原稿を書く立場とは別に、30年近い知的障害者施設勤務から介護老人福祉施設にこの４月から転勤し、いろんな課題を体感しているところです。

しかし、介護保険制度において、ケアマネージャーの役割は必要不可欠であり、期待度が変わることはありません。多くの課題が山積しているのは事実ですが、だからこそ今、ケアマネージャーの連携と資質の向上が必要だと言えます。保険・医療・福祉の連携とよく言いますが、職種によって価値観の違いもあるのも事実です。しかし、要介護者の自立と生活の質の向上という共通の理念の具現化には連携と統合が不可欠です。この協議会は、みんなが口を出し、手を出し、金を出して、みんなで作り上げて行く組織となることを祈念し、設立のお祝いを申し上げます。

山形県介護福祉士会会長　田　宮　二喜子

春うららかな３月の良き日に山形県介護支援専門員協議会が設立されましたこと誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

また、各職能団体の代表の皆様による設立準備会のご労苦に深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、昨年４月に介護を必要とする人達を社会全体で支えていくという理念の基、介護保険法が施行されました。政府の制度施策等の遅れから、見切り発車という形で正に大混乱の中で始まった制度であります。

介護支援専門員はその渦中にあって中心的役割を担い、この１年で基礎を築いてこられたご苦労は想像を絶するものであったとお聞きします。

介護保険はシルバー産業と言われ、当初は一大産業を生み出すような錯覚さえ感じられる異様な盛り上がりがありました。しかし、蓋を開けてみれば、それほど受容が激増することもなく、利益を見越して参入してきた民間会社は肩透かしを食った感があります。そもそも福祉というのは、儲かるものではないはずです。本来「困った人を助ける」のが福祉なのですから。

多様化、複雑化するニーズを適確に把握し、適切に対応していく能力が介護支援専門員には求められます。更に、中立公正な立場に立ち利用者の利益を最優先に考え、自立支援に向け社会資源を有効に活用し介護計画を立てていくという非常に専門的な内容の仕事であります。

介護支援専門員の中には、事業所でたった１人で孤軍奮闘しながら、悶々とした気持ちで仕事をされている方も多いと聞きます。

介護保険制度が順調に進み、内容が充実し質が高まるよう、そして何よりも介護支援専門員の大きな支えになって頂くよう本協議会のご発展を強く望みたいものです。

山形県作業療法士会会長　長　岡　進　一

山形県介護支援専門員協議会の設立にあたり、山形県作業療法士会を代表しまして心よりお祝い申し上げます。また設立に際しご尽力くださいました関係各位の皆様に改めて御礼申し上げます。

介護保険制度は、平成12年４月に施行される前から、数多くの問題が指摘されておりましたが、それら困難のなかで対象者となる皆さんが、在宅や施設での生活を維持してこられましたのも、介護支援専門員の皆様の現場における大変なご尽力なしでは実現できなかったと思います。しかしながら、それでもなお介護支援専門員に求められている職務内容は医療・福祉・保健領域の多岐にわたり、個々の専門領域での対象者の捉え方では決してニーズを解決できうるものではない現実があります。このようななかで、介護に従事する数多の職域を越え専門的知識の交流と介護支援における知識と技術の向上、そして対象者のニーズの実現に向けて山形県介護支援専門員協議会が設立されましたことは誠に喜ばしく思います。この会の設立は、今後の介護保険制度の充実と介護支援専門員の職務の確立、そして従前より言われ続けられておりました広義的地域リハビリテーションに於ける他施設・他領域・他職種の連携において大変重要な役割を担っていると思われます。この会が、個々の職種のみではなかなか解決に至らなかった地域の中での問題の解決の糸口となり、対象者の皆さんのみならず地域で生活しているすべての住民の安寧と、そして、なによりもまた介護支援専門員としての研鑽につながるものとご期待申し上げます。

最後になりますが、貴協議会ならびに貴会員の皆様の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げ、一言お祝いとさせて頂きます。

山形県栄養士会会長　茨　木　清　子

この度、山形県介護支援専門員協議会が設立されましたこと心からお喜び申し上げます。

昨年の十月、協議会設立準備会から始まった協議会設立に向けての行動は、実に力強く21世紀の始まりにふさわしい新しい道を拓いていく心意気が感じられ、新しいケアシステム構築の一翼を担う組織として大いに期待するものがありました。

そして３月の設立総会において、（社）山形県栄養士会も協議会を構成する一団体として参加出発できたことに、新たな喜びと責任を感じておりました。

私ども栄養士は、福祉施設に１～２名配置され、食事サービスにおける栄養管理の担当者として業務を進めているところですが、介護保険制度の導入により、介護の現場において、介護支援サービスの担い手になる新しい分野が開かれました。

栄養士で介護支援専門員の資格取得者は全国的に見ても2.5％と僅かで、実際にその分野で活躍をしているのはごく少数といわれます。しかし、一方では介護認定審査会の委員として活躍する栄養士がおります。

私ども栄養士は、利用者の心身状況に応じたサービスを提供するために、また介護支援専門員が行う介護サービス計画に、栄養ケアプランを反映させていくためにも、他職種との緊密な連携をとることが肝要です。

そして、今回の協議会設立により、それぞれの職種の専門性を追及し、相互の連携と協力を深めて学習していくことが、日常業務に大きな弾みをつけると考え、大きな期待をしているところです。保健・医療・福祉関連の専門職と地域住民が手を取り合い、介護を要する高齢者がそれぞれ自立した生活を営む為個々のニーズにあった介護支援サービス発信の拠点になるよう、協議会活動の輪が広がっていくことを願っています。

山形県精神保健福祉士協会会長　佐　藤　厚　生

山形県介護支援専門員協議会の設立誠におめでとうございます。

導入から一年余りを経た介護保健制度に、ぼつぼつ問題点も指摘されたりしておりますが、何といってもこの制度の「カナメ」となる役割を担うのが、介護支援専門員であることは、言うまでもありません。

山形県介護支援専門員協議会が平成13年3月25日に設立されました。設立準備会代表の三須氏は設立趣意書で「超高齢社会に向かいつづける昨今、介護を必要とする人々のニーズは増えつづけています。この多種多様なニーズに応えるため、それぞれが属する職域・所属の枠を越え、日頃の、専門的領域における実践を生かして、資質の向上と専門性の追求を図り、相互の連携と協力を築いていこう。」と述べられております。私共も同感で、それが協議会への期待であると思います。ただ、この一年余りの経過の中で、精神的側面（主に痴呆）の障害を持つ利用者には、身体的障害の人と違う配慮が必要で、個別の対応が、介護保険の仕組みに合わないことや、要介護認定が実態より軽くなりがちなこと等、気になるところです。それにしても介護支援専門員の方の業務は、多忙すぎる様で、仕事を終えて家に帰ってからも記録等の仕事を続けている人も居ると聞きます。業務の検討・報酬の引き上げ・専任と兼任の問題など、見直してもらわなければならない課題は、関係当局で積極的に解決を計って欲しいと思います。その為にも、介護支援専門員の方には、その基本姿勢をしっかりふまえて、特に「社会的責任」と「個人情報の保護」には職業的意識を充分払ってもらいたいと思います。

山形県精神保健福祉士協会も、他の関係機関などと円滑な協力支援を行って、本協議会の運営が順調に進むよう努力したいと思います。

山形県接骨師会会長　森　　重　次

今般、関係各位のご努力並びにご協力により、山形県介護支援専門員協議会が設立されました事、誠にご同慶の至りです。

国民の関心と期待の中、介護保険制度がスタートしてから一年余りになり、毎日の様にテレビ、新聞等で介護保険関連の事柄が報じられ、又問題点等も指摘されたりしている現況で有ります。

その中で山形県下、色々な職種の介護支援専門員の方々が集まられ、意見を交換し話し合える場の協議会が設立されました事は、大変意義深いものが有ります。これからの超高齢化社会の介護を支援し、携わって行かれる皆様方にとって今後、多種多様なニーズが出て来るものと思われます。各人の専門的知識を十二分に生かし、地域住民の保健、医療、福祉の向上発展に御活躍下さるよう御期待申上げます。

尚、最後になりましたが、協議会設立にご尽力下さいました県医師会長様始め担当者に対し、心から敬意を表する次第です。

山形県歯科衛生士会会長　黒　沼　千津子

山形県介護支援専門員協議会設立総会が盛会にて開催されました事をお喜び申しあげます。又、それにも増して、設立総会を記念した山形県介護支援専門員協議会誌の作成というその反応のすばやさに、驚きと共に職域、所属の枠を越えたすばらしいマンパワーを含めて大きな期待を寄せております。

多くの人にとって歯科衛生士という職業は、歯科診療所の看護婦さんというイメージを持っておられる事でしょう。しかしながら、歯科衛生士の業務は多岐にわたり、保健、医療、福祉に、幅広くとまではいかないまでも、かなり関与しております。「歯が丈夫な人は長生きする」「口は全身の鏡」と昔からいわれていますが、しっかり咬める人は老後も健やかです。歯科衛生士としての専門の役割として口腔ケアをがんばっていますが、その目的は、口腔領域の清潔を保ち、口腔機能の改善をはかり、その人の生活に合わせた適切な健康管理や増進のための内容を提供して、在宅療養者のＱＯＬの向上に寄与しながら、一生口からおいしいものを食べることができるように支援することだと思っております。そしてその効果は食物摂取が円滑になり、食事がおいしくなる事。言語の回復がみられ、会話が出来るようになる事。つまり、ＡＤＬの改善がみられ、ＱＯＬが向上するという事になります。

どうぞ介護支援専門員の皆様、歯科衛生士を活用してください。

今後の貴会の益々の発展をお祈り申しあげます。

山形県老人福祉施設協議会会長　伊　藤　慶　治

従来の措置制度における在宅介護支援センターの業務は、高齢者の電話・来訪による受動的な相談業務から始まり、安否確認を兼ねた定期訪問による能動的な出前福祉による相談指導（試供品を持参して実務指導）、介護用品の斡旋・貸与、諸手続きの代行、高齢者の実態把握と地域における信頼と利便に培われてきた業務が主要であったが、介護保険制度に移行したことにより、更に次の業務が増加（①介護保険認定調査、②ケアプランの作成、③給付管理、④ケアカンファレンス、⑤介護予防プラン等の作成等）し、介護支援専門員の負担が倍増しました。ある社のアンケート調査によると、他の仕事に替わりたいと回答した人は64％に達したと報告している。介護保険制度の中心的な役割を担う介護支援専門員の負担の軽減を早急に進めると共に資質の向上を図るべきであろう。

全国社会福祉協議会・全国老人福祉施設協議会でも、

1．特に在宅福祉サービスは多様な事業と競合ある中で職員の専門性を高め、利用者が満足を得られる質の高いサービスを提供すること。
2．特別養護老人ホームを核に、居宅介護支援事業と居宅介護サービス事業を総合的に展開する事業経営戦略の構築が必要である。
3．介護保険制度の基本はケアプラン作成にあり、介護支援専門員の資質向上と養成が重要である。
4．諸問題に対応すべく、的確な情報の提供、研究、研修の機能を充実するため、既存の枠を越えた組織づくりが急務であり、全国老人保健施設協会、日本医師会、日本介護支援協会、地方自治関係団体等との協力連携の必要性が強調されています。

日頃のご苦労に感謝を申し上げますとともに、21世紀型のサービスの構築にご期待いたします。

山形県ホームヘルパー協議会会長　木村智子

山形県介護支援専門員協議会の設立おめでとうございます。

介護保険制度の導入に伴い、重要な位置付けにあります介護支援専門員と、介護の現場で働き、普段から高齢者やその家族に接する機会の多いホームヘルパーが、利用者本位のより良いサービスを提供するため、また情報を共有するためには、お互いに連携し合う必要があります。

介護支援専門員の資格を有する職種は多種に渡りますが、実際に介護の仕事に携わっていない職種の介護支援専門員は、介護の現場で働いている施設職員やホームヘルパーの仕事の内容がどのようなものであるか、はっきりと分からない部分もあるのではないかと思われます。生活のリズムをどう整えたら介護になるかという視点を持っている介護支援専門員が少ないと耳にしたこともあります。また、公正的な立場で、各仕事内容をはっきりと把握する必要もあると思います。そのためにも自己研磨し、介護の現場を良く理解し、また適正な介護量の見積のできる介護支援専門員が今後増えることを期待いたします。

これからの介護支援専門員協議会が発展されますようお祈り申しあげます。

山形県鍼灸マッサージ師会会長　木村俊雄

介護支援専門員協議会誌。創刊おめでとうございます。

介護保険が施行されて、早いもので一年が経過しております。

その中にあり、介護保険のコーディネーターともいえる、介護保険専門員の役割は、社会的にも注目され、その職務はますます期待されつつあります。

なぜなら、リハビリテーションという考え方がそうであったように、対象者に対する単一職種の関わりから、複合職種の関わりに変わった点にあります。それにも増して、介護に求められるものは、保健、医療、福祉等さまざまな関係の複合職種の連携を元に確立されており、新分野の面もあり、未成熟な点も多く、今後の法整備にも期待するところであります。

福祉施設においての社会化が、求められて久しくなりますが、それと同じように、単一専門分野の探求もさることながら、広い視野にたって対象者の位置を決定しなければならず、縦横無尽、二次元、三次元的対応が求められ、それを担う者としては、至極、大変であろうかと思います。

それゆえ、このような同じ目的を共有する仲間との協議会をもとに、あくまでも対象者を中心に、対象者の立場を守り、研鑽と情報交換の場ができたことは、まさに時代の的を得た流れであり、今後の協議会の活動に期待するところであります。

我々、鍼灸マッサージの業団にあっても、タッチセラピーの専門家として、また、地域医療の担い手としての往診鍼灸マッサージ、介護保険分野としては機能訓練指導員としての立場でご活用いただければと思っております。

今後は、県内にある社会資源をフルに活用され、対象者の介護自立支援のため、いかんなく力を発揮していただきたいと思っております。

最後に、介護専門員協議会の、更なる、ご活躍と協議会へのご協力をお約束してご挨拶といたします。